議案第52号

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和６年９月６日　提出

西海市長　杉澤　泰彦

西海市条例第　　号

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年西海市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５条」を「第６条」に改め、「（選挙運動用自動車の借入れに係る使用に限る。）」を削り、同条ただし書中「西海市（以下「市」という。）」を「市」に改める。

第３条中「第80条」を「第３条第１号ハ」に、「自家用自動車の貸渡しを業として行う者その他の自家用自動車の貸渡しを有償で行う者（」を「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第２号に規定する契約を締結する場合には、」に改め、「親族」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）」を加え、「（以下「自家用自動車貸付者」という。）」を削り、「借入れ」を「使用」に改める。

第４条中「自家用自動車貸付者に支払うべき金額のうち当該選挙運動用自動車（同一の日において当該契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該自家用自動車貸付者からの請求に基づき、当該自家用自動車貸付者」を「一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

（２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合　選挙運動用自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含

む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第４項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第５項の規定による告示の日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ　当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該選挙運動用自動車の運転者（同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転者が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。）につき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

第14条を第15条とする。

第13条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「525円６銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第11条とする。

第９条中「第６条」を「第７条」に改め、「第142条第１項第６号に定める」の次に「ビラの」を加え、同条を第10条とする。

第８条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「７円51銭」を「７円73銭」に改め、「第142条第１項第６号に定める」の次に「ビラの」を加え、「第６条」を「第７条」に改め、同条を第９条とし、第７条を第８条とする。

第６条中「第９条」を「第10条」に改め、同条を第７条とする。

第５条中「（選挙運動用自動車の借入れに係る使用に限る。）」を削り、「15,800円」を「64,500円」に改め、「選挙の」の次に「期日の」を加え、同条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第５条　前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第１号に定める契約と同条第２号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、令和７年３月24日（以下「適用日」という。）以後その期日を告示される西海市議会議員又は西海市長の選挙について適用し、適用日の前日までにその期日を告示された西海市議会議員又は西海市長の選挙については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
令和２年10月１日 西海市条例第26号	令和２年10月１日 西海市条例第26号
（趣旨）	（趣旨）
第１条　（略）	第１条　（略）
（選挙運動用自動車の使用の公営）	（選挙運動用自動車の使用の公営）
第２条　西海市議会議員及び西海市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第６条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。	第２条　西海市議会議員及び西海市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第５条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用（選挙運動用自動車の借入れに係る使用に限る。）することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により西海市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。
（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）	（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）
第３条　前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）	第３条　前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条に規定する自家用自動車の貸渡しを業として行う者その他の自家用自動車の貸渡しを有償で行う者（当該適用を受け

新	旧
その他の者（次条第２号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、西海市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。	ようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）（以下「自家用自動車貸付者」という。）との間において選挙運動用自動車の借入れに関し有償契約を締結し、西海市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。
（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）	（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）
第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。	第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である自家用自動車貸付者に支払うべき金額のうち当該選挙運動用自動車（同一の日において当該契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該自家用自動車貸付者からの請求に基づき、当該自家用自動車貸付者に対し支払う。
(1)　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車	

新	旧
（同一の日において一般運送契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額 (2)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合　選挙運動用自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額 イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前	

新	旧
日（法第100条第４項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第５項の規定による告示の日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ　当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該選挙運動用自動車の運転者（同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転者が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。）につき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額 （選挙運動用自動車の使用の契約の指定） 第５条　前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第１号に定める契約と同条第２号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。	

新	旧
（選挙運動用自動車使用の公費負担の限度額） 第６条　第２条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、64,500円に、その者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。	（選挙運動用自動車使用の公費負担の限度額） 第５条　第２条の規定により選挙運動用自動車を使用（選挙運動用自動車の借入れに係る使用に限る。）する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、15,800円に、その者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の前日までの日数を乗じて得た金額とする。
（選挙運動用ビラの作成の公営） 第７条　候補者は、第10条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。	（選挙運動用ビラの作成の公営） 第６条　候補者は、第９条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。
（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出） 第８条　（略）	（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出） 第７条　（略）
（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第９条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円73銭を超える場合には、７円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じ	（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第８条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円51銭を超える場合には、７円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142

新	旧
て、法第142条第１項第６号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）	（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）
第10条　第７条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、前条に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第１項第６号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	第９条　第６条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、前条に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。
（選挙運動用ポスターの作成の公営）	（選挙運動用ポスターの作成の公営）
第11条　候補者は、第14条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。	第10条　候補者は、第13条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。
（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）	（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）
第12条　（略）	第11条　（略）

新	旧
（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第13条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額） 第14条　第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、単価の限度額に選挙運動用ポ	（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第12条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円６銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額） 第13条　第10条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、単価の限度額に選挙運動用ポ

新	旧
スターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。 （委任） 第15条　（略）	スターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。 （委任） 第14条　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、令和７年３月24日（以下「適用日」という。）以後その期日を告示される西海市議会議員又は西海市長の選挙について適用し、適用日の前日までにその期日を告示された西海市議会議員又は西海市長の選挙については、なお従前の例による。